

2005年8月18日

長野県知事 田中 康夫様

長野県議会 県民クラブ・公明

会長 宮澤 敏文

### 原産地呼称管理制度に関する申し入れ

長野県政発展のため、日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、私たち県民クラブ・公明は昨年と同様に、現在進めております原産地呼称管理制度について醸造メーカーや原料生産者を対象にアンケート調査を実施いたしました。この調査の目的は、原産地呼称管理制度がどのように醸造メーカーや原料生産者に理解されているか、審査方法やこの制度によって認定された日本酒及ワインが醸造メーカー、原料生産者にどのようなメリットが生じているかなど疑問の声があることを踏まえ、スタート後3年経過した現在直接関係される皆様にご意見をお聞きするために実施いたしました。

また、この制度は、くだもの・野菜等拡大していく方向が出されていることから今後の進め方の参考とするものです。

調査の結果は別紙のとおりですが、醸造メーカーからの反応はこの制度により消費者にアピール度が高まり信州ブランドの確立と共に商品のイメージアップにつながることを期待し、結果的に消費の拡大、売上げ増に繋げたいなどこの制度を歓迎したいとの思いで参加しています。

認定を受けたメリットについて、商品価格が上がった、注文が増えたなどごくわずかであります。また原料である加工ブドウ生産者の50%は買い上げ価格が下がったとしており、全体的メリットは出ていない結果であります。

#### 1、この制度にこんな工夫をして欲しいでは

「制度の知名度アップにつとめてほしい」「すぐにわかるキャッチフレーズ」があればよい、「テレビコマーシャル」をしてほしい、「県産酒全体のレベルアップ」につなげてほしい、「審査基準がおかしい、改善してほしい」など認定品の PR や認定基準の徹底、改善などで問題点が指摘されています。

## 2、官能審査員については

審査能力のある人が選任されているか疑問、日本酒の良さを国内、国外に知らしめる事の出来る人、広い見識のある人が望まれる、ワイン、日本酒、焼酎など製造工程や貯蔵方法も違うので各々の専門者を中心にして審査人を決めべきだ、県食工試の先生及び業界人から選抜して欲しい、人員が少ない為に判定が片寄っている、など官能審査員に対して強い不満や、不公平感をもっている。

## 3、審査方法については

あくまでも原産地呼称であって基準に適合していたら認定すべし、品評会ではない、認定期間等日本酒に対しては厳しすぎるのでは、せめて再審査はやめて欲しい、品評会・コンクールではないので基準を下げてほしい、蔵元の特徴が活かされない判定は審査人の資質が悪いのではないか、日本酒の審査回数が多い、認定酒の認定期間が短い、など審査方法については多くの関係者と再検討する必要があると思われます。

## 4、その他の意見では

5 月、7 月、9 月の審査は期間が短すぎて販売計画が立たない、審査は 7 月と 1 月の 2 回で充分である。「一度認定されたものは、希望すれば再審査なしに延長して欲しい、なぜならば販売計画が作れない」原産地呼称管理制度について PR が不足している、知事は観光には力を入れているが、地元の物産にも力を入れて欲しい、初めから参加しているが、どう取り組んだら良いのか迷う面が沢山ある。制度の目的達成のための手段が今一つ、など期待を持っている反面制度の目的や基本的な考え方などを根本から検討すべきなどの意見が数多くあり、真摯な意見として受け止めるべきであります。

そこで県民クラブ・公明としてはこの制度が県民に周知徹底が不十分でありメーカーや原料生産者にメリットとして成果が現れていない現状を受け、県におかれましては、今後の作目にも拡大していくことについて別紙「申し入れ書」について取り組むことを要請致します。

## 申 し 入 れ 書

1. 原産地呼称管理制度が目的としている生産意欲を更に醸成し、長野県産農産物のブランド化を目指すとしているこの制度のあり方についてアンケート結果を参考に基本的考え方について再検討すること。
2. 認定品が販売価格に反映し生産者に原料買入れ価格としてメリットが還元出来るよう制度を改善し、認定品の販売促進を積極的に進めること。
3. 県産醸造用ブドウ栽培について、農業試験場及びワインメーカーと連携をとりつつ試験研究の充実と栽培技術の普及を図ること。
4. 日本酒の審査方法について、認定回数が多い、認定期間が短いなどの問題点があり再検討し年間販売計画が立てやすい方法とされたい。
5. 官能審査会委員について適正な評価が出来るよう、ソムリエだけでなく、醸造技術者、地元ワインアドバイザーなど、マイナーな個性的ワインの評価が出来る体制とされたい。
6. 審査基準について安心、安全の確保や環境に配慮した栽培など明確に基準を定めるとともに、現地確認を徹底して行い適合したものを認定すること。
7. アンケート調査に寄せられた具体的な提言や意見を尊重し制度見直しに資すること。